

鯖 江 市
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等
対 策 行 動 計 画

福 井 県 鯖 江 市

令 和 8 年 4 月

はじめに.....	1
第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について.....	2
第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要.....	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方..	2
第2節 対策推進のための役割分担.....	6
第2章 発生段階等の考え方.....	9
第1節 発生段階の考え方.....	9
第3章 新型インフルエンザ等対策の基本項目および横断的視点.....	10
第1節 対策の基本項目.....	10
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点.....	11
第4章 市行動計画の実効性を確保するための取組.....	12
第1節 市行動計画等の実行性の確保.....	12
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組.....	13
第1章 実施体制.....	13
第1節 準備期.....	13
第2節 初動期.....	14
第3節 対応期.....	15
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	17
第1節 準備期.....	17
第2節 初動期.....	20
第3節 対応期.....	22
第3章 まん延防止.....	26
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	28
第4章 ワクチン.....	30
第1節 準備期.....	30
第2節 初動期.....	32
第3節 対応期.....	33
第5章 保健.....	35
第1節 準備期.....	35
第2節 対応期.....	36
第6章 物資.....	37
第1節 準備期.....	37
第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	39
第7章 市民生活および地域経済の安定確保.....	40
第1節 準備期.....	40
第2節 初動期.....	42
第3節 対応期.....	43

はじめに

鯖江市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、国民の生命・健康を守り、社会・経済への影響を最小化するため、国や自治体、事業者の責務や緊急時の措置を定めている。近年、グローバル化や都市化により未知の感染症リスクが高まり、パンデミックは国家の危機管理課題となっている。令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認され、その後の対応を通じ、感染症危機が社会全体に深刻な影響を及ぼすことが明らかになった。鯖江市においても、市民への感染予防啓発やワクチン接種など、市民・医療従事者・事業者等、地域全体で感染症対策に取り組んできた。

市では、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画の策定を受け、特措法第8条の規定に基づき、平成26年3月に「鯖江市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。今回の改定は、令和2年3月の特措法改正（新型コロナを適用対象に追加）、令和3年2月の改正（まん延防止等重点措置の創設等）、令和5年4月の改正（感染症危機管理体制の強化）に加え、令和6年7月の政府行動計画の抜本改正、令和7年3月の県行動計画の全面改定を踏まえ、国・県との整合性を確保しつつ、市の計画を改定するものである。

これらの改定は、新型コロナ対応の教訓を反映し、平時からの体制整備、社会経済への影響低減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現するためのものであり、本市も同様に、これらを踏まえ、感染症危機に強く、しなやかに対応できる社会の実現を目指すものである。

1. 計画策定の根拠 特措法第8条

2. 想定される感染症（特措法の対象となる新型インフルエンザ等）

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがある既知の感染症）
- ③ 新感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがある既知の感染症と明らかに異なる感染症）

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

第1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命および健康や市民生活および地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患う恐れがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことで市民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活および地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。政府

行動計画においては、科学的知見および各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、県行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものであり、市行動計画もこれに準じたものとする。

第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、政府行動計画およびそれぞれの行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

国・県との連携のもと、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と

適切な情報提供・共有により市民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康を保護し、市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する

(2) 医療提供体制と市民生活および地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県の予防計画および医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に依りて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の方針を踏まえながら、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

県および市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提と

して、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部および市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認める場合には、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県とも連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2節 対策推進のための役割分担

第1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議およびこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

第2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

1 県の役割

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん

延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

そのため、県は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関または医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要な体制について計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される福井県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一丸となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

2 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

第3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

第4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

第5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

第6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

第7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 発生段階等の考え方

第1節 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期および対応期）に大きく分けた構成とする。

第3章 新型インフルエンザ等対策の基本項目および横断的視点

第1節 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことおよび「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、市計画においては、下記7項目を主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活および地域経済の安定確保

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(5)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。国、県や関係機関との連携を通じて、一丸となって推進していくことが重要である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

(2) 国、県や近隣自治体等との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県は関係法令に基づく実務を担い、市は基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するといった適切な役割分担が重要である。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県と共同で訓練の実施や意見交換などで平時から連携体制を構築しておく。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は隣接する自治体や丹南健康福祉センターとの連携も想定される。こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。このため、国は、国と地方公共団体、行政機関と医療機関等の情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテの標準化等の医療DX推進の取組を行うとともに、将来的には、電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用に取り組む。市としても、国、県と近隣自治体、行政機関と医療機関等情報収集・共有、分析の基盤の整備に協力していくことが重要である。

第4章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第1節 市行動計画等の実効性確保

第1 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施および参加

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことは極めて重要である。県および市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

また、県が実施する訓練に参加し、関係機関同士の強固な連結を推進するとともに、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携および業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際の迅速な体制移行および感染症対策の実行につなげることをとする。

第2 市行動計画の見直し

訓練の実施や参加等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合や、政府行動計画および県行動計画等に見直しに合わせて、市行動計画等の見直しを行う。

県行動計画が改定された場合は、県や市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の見直しに当たっては、連携を深める観点から、国および県から提供される市行動計画の充実に資する情報の活用を行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、国から提供される対策の充実に資する情報の提供や好事例の共有、必要な研修等に係る情報を活用し、市の取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

第2 所要の対応

1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、国や県の支援を受けながら市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の人材確保や育成に努める。

3 国および県等との連携の強化

- ① 国、県、市および指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。
- ② 国、県、市および指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

第2 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。市が市対策本部を設置した場合、県と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等に係る対策を実施する。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）第2-2 および第2-3を踏まえ、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し^{1※}、機動的かつ効果的な対策を実施する。

^{1※} 地方債の発行（特措法第70条の2第1項は、政府対策本部が設置されている期間に限り、感染拡大防止等のため地方公共団体が実施する措置に通常要する費用について、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることを特例的に認めるものである。）

第3節 対応期

第1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活および地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。さらに、対応期が長期化する可能性を踏まえ、職員体制の継続性確保、部局横断的な連携、市民生活・地域経済への影響緩和を含め、市として総合的に対応する体制を保持する。

第2 所要の対応

1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

1-1 職員体制の確保および応援体制

- ① 市は、長期対応に備え、職員のローテーション勤務、後方支援要員の確保、部局横断的な応援体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。
- ④ 県、または他の市町が、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなり、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、市に対して職員派遣の要請があった場合には、職員の派遣を検討する。

1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用し^{2*}、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について

2-1 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言が発出された場合、市は国および県の基本的対処方針に基づき、直ちに市対策本部を設置し体制を強化する。市対策本部長は、市民・事業者への速やかな情報提供、要配慮者支援、事業者支援等を含む市域の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて総合調整を行い、実施すべき措置の整理および執行体制を構築する。

^{2*} 地方債の発行（特措法第70条の2第1項は、政府対策本部が設置されている期間に限り、感染拡大防止等のため地方公共団体が実施する措置に通常要する費用について、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることを特例的に認めるものである。）

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされ、政府対策本部および県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。併せて、市民・事業者への対応期終了に関する情報提供、必要な支援の継続・縮小の整理、再拡大時の備え（第2波対応等）を行うものとする。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

第1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

第2 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対するわかりやすい

情報提供・共有を行う。

1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

② 市は、市対策本部において関係部局が一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、その方法等について整理する。

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

④ 市は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付

等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。

2-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、県と連携してコールセンター等の設置について準備する。

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第2 所要の対応

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 市は、情報を一元的に管理し、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、市ホームページ等に集約し、総覧できるようにする。
- ③ 市は、国およびJ I H S（国立健康危機管理研究機構）等と連携して、市民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、わかりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

- ⑤ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-1 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、県から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援に関して協力を求められることが想定される。その際には、市は可能な限り協力する。

2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国の要請を踏まえ、県と連携してコールセンター等を設置する。
- ③ 市は、国や県から提供されたQ&Aを市ホームページ等で閲覧できるようにする。

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。

また、市は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

第3節 対応期

第1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第2 所要の対応

1 基本的方針

1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、集約の上、総覧できる市ホームページを運営する。

③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

- ④ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を適切に行う。

1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、県から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援に関して協力を求められることが想定される。その際には、市は可能な限り協力する。

1-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国の要請を踏まえ、県と連携してコールセンター等を継続する。
- ③ 市は、国や県から提供されたQ&Aを市ホームページ等において閲覧できるようにする。

1-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。また、市は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、継続して適切に対処する。

2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原性の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等

の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

- ② 感染に対する市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める場合はそれらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。

2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、国が感染拡大防止措置等を見直すことが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市が実施する感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明を行う。

2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性は低下し感染性は上昇することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニ

ケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命および健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

第2 所要の対応

1 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、対策の実施に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等に係る国の検討状況について把握し、整理しておく。

2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命および健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市および学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国が、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知した際には、市は県とともに必要に応じて、指定地方公共機関に情報共有を行う等適切に対処する。

第2節 初動期

第1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、市民の生命と健康を守り、市民生活に不可欠な行政サービスを継続するため、また、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

第2 所要の対応

1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

第1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、国が発令する緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置等に基づいた協力を市民に要請するとともに、市民が接触する機会を減らすことで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命および健康を保護する。

第2 所要の対応

1 まん延防止対策の内容

国が発令する緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置等に基づき、市ホームページやSNS等を活用して、県境をまたぐ移動の自粛（特に感染拡大している地域との往来）、日中も含めた不要不急の外出（医療機関への通院、食料・生活や健康の維持のために必要な場合を除く）の自粛等の協力を市民に対して要請する。

また、必要に応じて、市内公共施設を休館にし、市民同士の接触の機会を減らし、市民が感染するリスクの低減や、クラスター発生の予防等の感染防止に努める。

1-1 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

1-1-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、国および県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勘案し、必要に応じ、その徹底を要請する。

1-2 事業者や学校等に対する要請

1-2-1 事業者等に対する要請

市は、国の要請を踏まえ、県や関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

1-2-2 公立小中学校等における対応

市は、新型インフルエンザ等の発生時は、学校医等と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

- ① 市は、新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童・生徒がいた場合、病院への搬送を行うとともに、学校に対して接触者の健康管理、消毒等の協力を求めるとともに、児童・生徒の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めるよう要請する。

- ② 市は、患者等の集団発生がみられた場合は、学校において発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の措置を講ずるよう要請する。
- ③同じ地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

1-2-3 社会福祉施設等における対応

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命および健康を保護し、市民生活および地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種が実施できるよう、県および市のほか、医療機関や事業者等とともに、平時から必要な準備を行う。

第2 所要の対応

1 ワクチンの供給体制

1-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、県が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、これに協力し、体制を構築する。

1-2 登録事業者の登録に係る周知

市は、県とともに、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力を行う。

1-3 登録事業者の登録

市は、県とともに、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力を行う。

2 接種体制の構築

2-1 接種体制

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。

② 市は、国の方針を踏まえ、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

2-2 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、

原則として集団的な接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

2-3 住民接種

市は、国の方針を踏まえ、迅速な予防接種等を実現するため、平時から以下のとおり準備を行う。

- ① 国等の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 速やかな接種のため、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

3 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国から情報提供・共有された新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の基本的な情報、接種に係る差別等の防止について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

4 DXの推進

市は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。

第2節 初動期

第1 目的

市は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、国における必要なワクチンの確保・供給を踏まえた体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

第2 所要の対応

1 接種体制

1-1 接種体制の準備

市は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種または住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法および必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

1-2 接種体制の構築

市は、関係機関等と協力して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

1-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国や県と連携し、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。

第3節 対応期

第1 目的

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

第2 所要の対応

1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、医療機関へのワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。また、ワクチンの供給停滞等が生じた場合は、県の指導の下、地域間の融通等を行う。

2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い検討することとしており、市は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3 特定接種

市は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

4 住民接種

4-1 予防接種の準備

市は、国における住民への接種順位の決定を踏まえ、国と連携して、予防接種の準備を行う。

4-2 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請に応じて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期および初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。

4-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し接種を開始するとともに、市民に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

4-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険担当部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

4-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

5 副反応疑い報告等

5-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集および提供

市は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報をもとに市民等への適切な情報提供・共有を行う。

5-2 健康被害に対する速やかな救済

市は、国および県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように制度の周知を行うとともに、相談対応や申請受付・手続き等を適切に行う。

6 情報提供・共有

- ① 市は、国および県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解促進、差別等の防止に関する啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性および安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法や相談窓口等、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等予防接種に係る市民にとって必要な情報を積極的に発信する。
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

第1 目的

感染症有事においては、市だけではなく県と連携して広域で対応が必要な場合がある。平時から、市は県、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と連携体制を構築し感染症危機に備える。また、相談・健康観察体制を整備し、研修・訓練を通じて初動対応力を高める。

第2 所要の対応

1 県と地域全体で感染症危機に備える連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県と意見交換や必要な調整等を通じて、連携を強化する。
- ② 市は、県および保健所と連携し、新型インフルエンザ等に関する相談や県が実施する健康観察体制に協力する体制を整備する。
- ③ 市は、県および保健所と連携し、積極的疫学調査に必要な質問項目や聞き取り手順等必要な内容についての研修や訓練に参加する。
- ④ 感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必要となる。市は県との連携体制の下、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 対応期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要となる。

市は、県が実施する患者やその濃厚接触者に対して実施する食事や日常生活を営むためのサービスの提供や、パルスオキシメーター等の物品の支給に可能な限り協力する。

第2 所要の対応

1 主な対応業務の実施

市は、県と連携して、以下の①から⑥までに記載する感染症対応業務を実施する。

1-1 健康観察および生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③ 市または近隣自治体において、国内初の感染者を確認した場合は、県の要請に基づき初動期から協力する。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。
- ⑤ 県が、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えた際に、保健所等の人員体制を整えるため、市に対して応援派遣要請があった場合には、市は派遣する市職員を検討する。
- ⑥ 病床が不足し、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、市は準備期に整備した実施体制に基づき、県が実施する食事の提供等に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

第1 目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県および市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画、または業務継続計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

第1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。また、国からプッシュ型支援で送られてくる感染症対策物資等を速やかに医療機関に分配する体制を整える。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保

市は、感染症対策物資等の備蓄量を確認し、必要な物の購入を進める。

2 国からのプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄等

市は、国からプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄場所を確保する。

第3節 対応期

第1 目的

初動期に引き続き、県および市は、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

第2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保

市は、準備期から引き続き、感染症対策物資等の備蓄量を確認し、必要な物の購入を進める。

2 国からのプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄等

市は、国からプッシュ型支援で供給された感染症対策物資等を、初動期に決めた備蓄先に保管する。ワクチン接種時等に使用する物資については、市内各医療機関に対して、必要な量を確認し分配する。

3 県からの感染症対策物資の供給に関する希望調査への回答

市は、県からの感染症対策物資の供給に関する希望調査が届いたら、市が使用する分に加え、市内各医療機関に必要な感染症対策物資を確認し、県に回答する。

4 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、県、国および指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資および資材を互いに融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活および地域経済の安定確保

第1節 準備期

第1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活および地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および地域経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および地域経済活動の安定を確保するための体制および環境を整備する。

第2 所要の対応

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 事業所等における業務継続計画の策定

市は、登録事業者等が、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行うよう周知する。

4 物資および資材の備蓄

- ① 市は、行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）第2-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品

等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資および資機材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

6 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。

また、火葬能力の逼迫が想定される場合に備え、臨時遺体安置所として活用可能な施設の把握や必要資器材の確保等について準備を行う。

第2節 初動期

第1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等に必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および地域経済活動の安定を確保する。

第2 所要の対応

1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、国および県と連携して、市民等に対し、生活関連物資（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資または市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

2 法令等の弾力的な運用

市は、国から示された市民生活および地域経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じ周知を行う。また、その他必要な対策を速やかに検討する。

3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じ国からの要請を受けて、火葬上の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、準備期に把握した臨時遺体安置施設を速やかに開設できるよう実施体制を整える。

第3節 対応期

第1 目的

市は、国および県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活および地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。指定地方公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および地域経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活および地域経済活動の安定を確保する。

第2 所要の対応

1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う

1-3 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、国や県と連携し、市民生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な共有を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、国や県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めると

ともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 市は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じ国からの要請を受けて、火葬場において可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じ国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられているので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、市民生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

2-2 市民生活および地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画に基づき、水を安定かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3 市民生活および社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-1 法令等の弾力的な運用

市は、県と連携し国から示された市民生活および地域経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じて周知を行う。また、その他インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。

3-2 市民生活および地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、国および県と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活および地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

